

事務局組織・運営規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人中村元記念館東洋思想文化研究所（以下「法人」という） 定款第51条に基づき、事務局の組織、運営に関し必要な事項を定める。

(事務局の設置及び総括)

第2条 法人の事務を処理するために事務局を設置し、理事長がこれを総括する。

(三役会の設置)

第3条 事務局の目的を具体化し、業務内容等の円滑化をはかるため、理事会のもとに三役会を設置する

2. 事務局は、三役会の議決に従い、法人の事務処理を行う。
3. 三役会は、理事長、副理事長、事務局長をもって構成する。なお、必要に応じて検討議題の担当職員等関係者の出席を求めることができる。
4. 三役会の議長は、理事長がこれに当たる。

(三役会の職務)

第4条 三役会は、次の職務を行う。

- (1) 理事会の審議事項の検討
- (2) 業務執行のうち、法令又は定款により、総会・理事会で決定すべきものとされる事項以外の日常的業務の執行

(三役会の開催)

第5条 三役会は構成員の話し合いの下に、必要に応じて随時開催することができる。

(三役会の議事録)

第 6 条 三役会における議事録は、会議終了時の確認事項程度の記録にとどめ、議事録署名人を必要とする議事録の作成は要しないものとする。

(事務取扱責任者)

第 7 条 事務取扱責任者には、事務局長が当たる

(事務分掌)

第 8 条 事務局の事務分掌は、次の通りとする。

- (1) 定款その他諸規定の原案作成、改廃、管理に関する事。
- (2) 総会、理事会、各委員会、その他会議に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) 会計及び経理に関する事
- (5) 財産及び物品の取り扱い並びに管理に関する事
- (6) 人事・労務に関する事
- (7) 官公署との折衝
- (8) 松江市より受託した業務
- (9) 中村元記念館の管理運営
- (10) 中村元記念館東洋思想文化研究所に関する庶務
- (11) 東方学院松江校の企画・管理運営
- (12) 法人の行う事業・行事に関する事
- (13) その他一般業務の事務処理に関する事並びに理事長が必要と認めた事項

(職 務)

第9条 事務局に、事務局長並びに職員をおく。

- 2, 理事長が必要と認めた時は、三役会の議を経て、マネージャー、主任をおくことができる。
- 3, マネージャーは事務局長の命を受け、自己の知見を最大限活用し、担当業務を計画的かつ的確に遂行するとともに、主任を通じて一般職員に指示をおこなう。
- 4, 主任は、事務局長の命を受け、分掌事務を担当するとともに、一般職員を指揮監督する。
- 5, 職員の分担職務は、三役会の議を経て理事長の命を受け、事務局長がこれを定める。

(事務の委任)

第10条 理事長が必要を認めた時は、関係団体等に事務の一部または全部を委任することができる。

(審議会の設置)

第11条 法人は、中村元記念館の管理・運営について必要な助言、支援を得るため、中村元記念館審議会を設置する。

- 2, 中村元記念館審議会に関し必要な事項は、別に定める。

(その他の事項)

第13条 本規程に定めのない事務処理・職務については、理事長の裁決による。

(付 則)

この規程は、平成29年5月24日から施行する。